

買い物弱者対策事業（仕組みづくり支援）

1 事業の概要

買い物支援の取組に係る検討や、福祉や医療分野との連携など付加価値を高めるためのシステムづくり等に要する経費支援を行う。

（1）対象事業例

- ア 買い物環境に係る実態調査、分析、課題解決策の検討
- イ 買い物支援に係る研修、視察等
- ウ 事業者等支援活動実施者との調整
- エ 医療・福祉分野との連携などによる、移動販売事業の付加価値を高めるシステムづくり 等

（2）実施主体 市、個人事業者、企業、組合、自治会、NPO、その他住民団体 等

- （2）対象経費
- ・現状把握のための調査経費
 - ・計画策定等の検討に係る経費
 - ・研修、専門家招聘に係る経費
 - ・課題解決のための試行に係る経費 等

（3）補助率 県：1／2（直接補助又は市町への間接補助）

（4）限度額 1団体あたり500千円

2 事業のポイント

- ・事業実施主体への直接補助又は市町への間接補助のいずれかを選択できる。
- ・広域組織が事業主体の場合で間接補助事業の場合、市町は（4）の補助率と、市町が負担する額の倍額を県が負担する方式のうち、いずれかを選択できる。
- ・事業者等による買い物支援活動をサポートするための体制づくりを目的とするため、事業主体には協議会等の事務局となることのできる機関が望ましいが、積極的な取組が望まれるため事業者等でも可能とした。

（執行）

元気づくり総本部東部振興課、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局